

事務処理特例条例による効果としてあげられた主な内容

1	申請窓口である市町村において所得区分の認定事務を行うことは、番号法施行前と同様に、市町村が保有する情報等に基づき迅速に事務を行うことができる。
2	条例へ規定することで市町村が情報連携することが可能となり、これまで受給者が提出していた所得情報等の添付書類が提出不要となる。
3	自立支援医療事務について、現行どおり市町村窓口で所得確認ができるため、管内市町村内において受給者証発行の遅滞など住民サービスの差異が生じない。
4	年々増加傾向にある支給申請に対し、県の限られた職員で新たに当該事務を行っていくことは困難であり、大幅な事務停滞を招く恐れがあったが、事務移譲により引き続き市町村が行っていくこととなったので、それを防ぐことができた。
5	市町村は、税情報等必要な情報を既に保有しており、かつ、窓口で申請者と直接やりとりが可能なので、県よりも迅速かつ確実に所得区分を確認できる。また、育成医療・更生医療でも同様の事務を行っていることから、事務の進め方について連携がとりやすい。そのため、市町村が当該事務を行った方が合理的である。
6	自立支援医療については、これまでも市町村が申請窓口となり審査を行っていることから、所得区分の審査についても市町村が行うことで効率的な審査ができる。また、市町村において迅速な事務処理が行われることにより、受給者証が速やかに交付される。
7	市町村の経由事務である申請の受理の一環として、従来から市町村が所得区分の審査も実施していたため、事務処理特例条例により当該事務の法令上の位置付けが明確化されるとともに、引き続き市町村が当該事務を行うことが可能となった。
8	都道府県に全市町村の情報照会事務が集中することを避けられるため、支給認定事務が円滑に実施できる。
9	情報照会の結果、申請内容の誤りが判明した場合、市町村から申請者へ速やかに連絡できる。
10	「自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱」による現行の事務手続を大きく変えることなく情報照会に対応できる。
11	市町村分の所得区分審査を県保健福祉事務所においてを行うこととした場合、受給者証発行件数が多いこと等から、所得情報取得及び所得区分の判定に時間を要し、事務処理の遅れによる受給者証交付の遅延が懸念されるが、市町村が審査を行うことによりその懸念を払拭できる。
12	申請書にマイナンバーが記載された状態であっても、市町で受け付けることが可能となり、マイナンバーによる情報連携が円滑に行うことが可能となる。
13	市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合理的であり、事務フロー上の混乱を防ぐことができる。
14	市町村が、事務移譲により、他の市町村の世帯、所得情報と情報連携できることとなり、所得確認が円滑に行える。
15	マイナンバー制度の導入により、住登外の申請者についても所得の把握が出来るので、市町村での審査の段階で所得区分を確定することが出来る。
16	申請窓口である市町において、個人番号による所得情報を取得して行う所得区分の認定事務を行うことで、申請に関する問い合わせ窓口を市町に一元化でき、住民の利便性が維持できる。
17	申請者毎の所得確認世帯等について、保険や戸籍等を担当している市町村の方がより情報を有しているため(又は実際に交流等があり、申請者の実情を把握できているため)、所得確認がより確実である。
18	事務処理特例条例に所得区分の審査を市町に委任したことにより、市町村に手数料を支払う根拠が明らかになった。

事務処理特例条例による課題としてあげられた主な内容

1	事務処理特例条例により権限移譲を行う場合、市町村が行う事務は従来と同じであるにも関わらず、県から市町村に事務処理交付金を交付する必要がある。
2	事務処理特例条例により権限移譲を行う場合、国や県の情報部局から情報連携に関する情報提供は行われなかったため、県の自立支援医療担当者が中心となって情報収集し、市町村へ指示する必要がある。しかし、県及び市町村の自立支援医療担当者が必ずしもマイナンバー制度に精通しているとは限らないため、情報提供ネットワークシステムの接続変更の申請や業務システムの改修等、情報連携の準備等が確実に行われないうおそれがある。
3	一部の市町村で業務システムの準備が整わない等の理由により、情報連携を行うことができない場合、申請者に添付書類の提出を求めることになり、同一の事務でありながら市町村によって住民サービスに差が生じることになる。
4	都道府県によって事務処理特例条例の施行日が異なるため、同一の事務でありながら都道府県によって住民サービスに差が生じることになる。
5	厚生労働省の通知に基づきこれまで市町村が行っていた所得確認の事務を、番号法の影響で事務処理特例条例に基づく権限移譲を行うことは、条例の主旨に合わない。
6	再認定申請、変更申請、変更届出が同時に行われることがあり、所得区分の審査を行う場合とそうでない場合が複雑であったことから、事務処理特例交付金の算定基礎数値となる所得区分の審査の件数のカウント方法の整理が必要だった。
7	事務処理特例条例による移譲を受けなかった市町村分については、県において所得区分の確認をするほかないが、その件数が多い場合、県職員の増員が必要となり、増員できない場合は受給者証の発行に時間を要することになる。また、県が確認することになった場合、申請者は、市町村窓口において、所得区分確認による自己負担上限を示した申請書控えの交付を受けられないため、受給者証交付までの間、自立支援医療のサービスを受けられなくなる可能性がある。
8	条例の範囲と、番号法における主務省令の別表の該当項番との整理を明確にしておく必要がある。
9	条例制定にあたり、全国一律の制度でありながら、都道府県の条例で個別対応するのはおかしいとの指摘があった。
10	各市町村のマイナンバーの活用状況によっては、申請時の提出書類が市町村ごとにばらつく可能性があり、申請者及び申請手続きの支援を行っている医療機関が混乱するおそれがある。
11	番号法施行と同時に事務の実態と合わせ、市町村を法定の事務実施者とするべきものであったと考える。
12	市町村担当者の業務が増える。
13	所得の算定が適切に行われているか、県が実際に確認することが出来ない。
14	現在、本県の市町村においては、情報連携を行う設備が整っていない等の理由により他自治体からの転入等の場合に必要な地方税情報等の取得ができない現状となっており、各県保健所・総合精神保健福祉センターにおいて情報連携を行うこととしているので、県における情報連携により所得状況が確認ができなかった場合、所得状況の確認に時間を要する可能性がある。